

令和2年度

第1回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和2年4月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第1回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (9名)

- 2番委員：佐川 順一郎
- 3番委員：森 紀久嗣
- 4番委員：鈴木 孝一
- 5番委員：渡辺 忠洋
- 6番委員：吉野 公博
- 7番委員：浅野 幸男
- 8番委員：山口 豊
- 9番委員：矢代 とみ江
- 10番委員：押元 康郎

<欠席委員> (1名)

- 1番委員：加曾利 益弘

<出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次
- 事務局 加藤 庸永 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 55 分）

事務局長（秋山）

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、令和 2 年度第 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は、成立いたします。

なお、1 番の加曾利委員につきましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により押元会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

（押元会長挨拶）

議長（押元会長）

議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。7 番委員の浅野委員、8 番委員の山口委員にお願いします。

早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

2 ページをお開きください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 4 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 1。所在・地番、川畑字アイノ ■■■ 番。地目、田。地積、581 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、かなり以前に譲り受ける約束をしたが、所有権移転をしていないため申請したい。譲渡人、かなり以前に譲り渡す約束をしたが、所有権移転をしていないため申請したい。権利内容、売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、3ページに記載のとおりです。

以上です。

議長（押元会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号、番号1については、4番委員の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので、御報告をお願いいたします。

鈴木委員（4番）

説明いたします。

場所は、297号線を勝浦方面に下り、割烹■■■■のちょっと先を右に、基幹農道に曲がりまして、橋を渡るとすぐ左に入っていく、左側に川畑集会所がある先を右に曲がっていくと、左側にお寺があり、そのちょっと先を右に上がっていった所が、権利者の自宅でございます。

公図を見ていただきますと、■■■■番が自宅になっておりまして、29日の朝9時に待合わせをして、自宅に伺い、現地確認を行いました。

道路があるのですが、現在、この道路が使われておりませんで、権利者の自宅の裏の急な坂を20メートルくらい道無き道を上がっていった平坦な所が現地であります。

ちゃんときれいに管理されていまして、草刈りもしてあります。奥の竹山からは、孟宗竹が少し侵入してきているような様子でした。

話を聞きますと、昭和24、25年頃、おじいちゃんたちが譲り渡す、譲り受けるという口約束は、してあったみたいですが、今のままじゃいけないから所有権移転をしたいとのことでした。

申請地に上がっていくためには、権利者の土地を通らないと、現に行くのは、無理かなと思いました。

以上でございます。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

鈴木委員からの現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、お願いいたします。

渡辺委員（5番）

今の話ですと、権利者は、ずっとこの土地を自分の土地だと思って管理していたのでしょうか。

鈴木委員（4番）

定かでないのですが、権利者に言わせますと、当時、2万

円だか3万円だかのお金は、払ってあるというようなことでした。

義務者ですが、今、体調が悪いので、この機会を逃すと、また後でいけなくなるから、思い切って売買という形で所有権移転をしたいとのことです。

渡辺委員（5番）

分かりました。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方。

山口委員（8番）

自宅裏の ■■■番と ■■■番という所の地形は、どのようになっていますか。

鈴木委員（4番）

■■■番は、昔、田んぼだったらしいです。排水の土管などが入ってまして、田んぼを作っていたので平らなのです。それより1段上がった所が ■■■番の畑です。

山口委員（8番）

■■■番は、今は耕作してないのですよね。

鈴木委員（4番）

耕作してないです。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方、どうぞ。

鈴木委員（4番）

これは権利者の裏山だから権利者しか管理できないと思います。

議長（押元会長）

ほかに質問ございませんか。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので番号1については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号1につきましては、許可することと決定いたします。

議案第1号については、以上でございます。

続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

4 ページをお開きください。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 4 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 1。所在・地番、大田代字岡田 ■■■ 番■■■。地目、田。地積、459 平方メートル。農地種別、1 種。農用地区域、内。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、申請地は湿田であり、耕作できないので、埋め立てて畑として使用したい。

以上です。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

事務局の説明が終わりました。

番号 1 については、2 番委員の佐川委員が現地調査を担当していただきましたので、報告をお願いいたします。

佐川議員（2 番）

議案第 2 号、番号 1 について、3 月の 26 日に事務局員と現地調査に行ってきました。報告させていただきます。

申請地ですが、位置図を見ていただきたいと思います。中央に国道が東から西に走っております。その国道の中心くらいに奥養老橋がございますが、これは老川の信号から若干君津方面に向かった所でございます。この橋の隣に旅館の■■■がございます。その先を左折し、町道を 1 キロメートルくらい上っていった所が、大田代という集落になります。以前に 3 条関係で申請があった所の隣になります。町道を上がってきまして、その町道沿いに申請地がございます。

写真を見ていただくと分かりやすいと思います。町道から見て左側に住宅、右側に倉庫、その間に申請地がございます。

申請地は、道路から 2 メートルほど下がった地点でございますので、年中水が溜まっている湿地帯のような状態になっております。申請者ですが、そういう状況ですので耕作に不便だということで、ここに砂を入れて畑にしたいということでありました。

土砂の搬入でございますが、近くに造成工事の現場がございますので、そこから山砂を搬入して埋め立てるということを言っておりました。

申請地の北側といいますか、奥の方に水路が通っているのですが、埋め立てをする場合に、この法面を穏やかにすると

	<p>いうことで、水路にも問題はないということで、周りにも特別影響のあるような状況ではございませんので、問題はないと私は思います。</p> <p>御審議の程よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長（押元会長）	<p>御苦労様でした。</p> <p>佐川委員からの現地調査報告が終わりました。</p> <p>質問のある方は、お願いいたします。</p>
佐川委員（2番）	<p>先ほど3条関係で以前申請があったと申し上げましたが、その場所が、町道から見て右側の倉庫の隣側が3条関係で上がった場所でございます。所有者は、同じであります。</p> <p>以上です。</p>
山口委員（8番）	<p>倉庫と自宅とその真ん中に申請地があって、この段差ってどのくらいあるのですか。</p>
佐川委員（2番）	<p>2メートルくらいの高低差があります。</p>
山口委員（8番）	<p>かなりあるのですね。</p>
佐川委員（2番）	<p>あります。</p>
山口委員（8番）	<p>それを全部埋め立てちゃうわけですね。</p>
佐川委員（2番）	<p>栗又地先に工事をしている現場があるのですが、そこから山砂を持ってきて埋め立てるということです。</p> <p>ですから、入れる砂に関しては、全く問題ないと思います。</p>
山口委員（8番）	<p>それで埋め立てて畑にしちゃうわけですね。</p>
佐川委員（2番）	<p>そのようなことです。</p>
山口委員（8番）	<p>分かりました。</p>
議長（押元会長）	<p>高低差の説明は、資料4枚目の図面でしょうか。</p>
佐川委員（2番）	<p>この埋め立ての場所を見ていただきますと、法面の角度が出ていると思います。</p>

議長（押元会長）

高さは、1.71メートルになっていますね。図面のとおりですね。

ほかに質問のある方、どうぞ。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようです。番号1については、許可相当とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号1については、許可相当とすることにいたします。第2号は、以上でございます。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

5ページを御覧ください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年4月7日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1。所在・地番、八声字下 ■■■番■■■。地目、田。地積、2,271平方メートル。農地種別、1種。農用地区域、外。権利者、いすみ市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、大多喜支所及び西畑支所が老朽化しているため、申請地を借り受け、統合支所を建設したい。転用を伴う賃借権設定。

続いて、6ページになります。

番号2。所在・地番、八声字下 ■■■番■■■。地目、畑。地積、226平方メートル。農地種別は、番号1と同様に1種です。また、農用地区域についても、同様に外となっております。権利者につきましても、番号1と同様です。義務者、市川市〇〇〇〇氏。事由につきましても、番号1と同様でございます。

以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりました。

番号1及び番号2については、同一事業であり、6番委員の吉野委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。吉野委員さんをお願いします。

吉野委員（6番）

報告いたします。

3月の26日に事務局員と現地調査をしました。

場所は、国道297号線を勝浦の方に向かっていただいて、八声交差点から300メートルくらい進んだ所の、 食堂の隣です。写真が4ページ目にありますけれども、柿の木がありまして、小さな田んぼがあります。工事をする際は、若干土地が上がっていったので、造成工事も必要かと思いましたがけれども、場所的には、権利者が使うには、国道に面していますし、使い良い場所という感じを受けました。

田んぼとしても使っていますけれども、裏山からイノシシなどが随分出ているみたいで、田んぼとしても苦労しているのではないかという感じを受けました。

御審議の程よろしくをお願いします。以上です。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

吉野委員からの現地調査報告が終わりました。

番号1と番号2は、同一事業ですので一括して審議したいと思えます。

質問のある方は、お願いいたします。

議長（押元会長）

質問ございませんでしょうか。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようです。番号1及び番号2については、許可相当とすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号1及び番号2については、許可相当とすることといたします。

議案第3号は、以上でございます。議件は、以上をもって終わります。

それでは、報告事項について、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

報告事項の件ですが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、大変申し訳ございませんが、個々の説明は、割愛させていただきたいと思います。

また、報告事項については、7ページから9ページに記載のとおりですので、個別に確認をいただければと思います。報告事項については、以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございます。

以上、報告事項でございますので、御了解いただきたいと思います。

続いて、議事日程6、その他に入ります。事務局から何かございますでしょうか。

事務局長（秋山）

事務局からお願いがございます。

本日、国の方で、新型コロナウイルスに関係しまして、非常事態宣言が出される見込みでございます。残念ながら千葉県も、その非常事態宣言の一つの県として今のところ名前が上がっています。

現状、町の方でも対策本部を立ち上げておりますが、万が一、大多喜町で発症した場合又は役場職員が発症した場合、この施設を使えなくなる可能性がございます。その時には、会場の変更若しくは日程を延期させていただく可能性がございますので、その際には御協力をお願いしたいと思います。

また、委員の皆様におかれましても、体調がすぐれない場合は、会議への出席を控えていただければ幸いです。

以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

事務局長（秋山）

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会（午後2時30分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年4月7日

議長 柳元 康 朗

署名委員 浅野 幸男

署名委員 山口 豊